

岡崎市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録
システム環境整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)に定めるもののほか、本要綱で定める。

(目的)

第2条 小児慢性特定疾病医療意見書のオンライン登録に向け、第3条に規定する医療機関が実施するシステムの環境整備について、必要な経費を補助することによりオンライン化の推進を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第3条 岡崎市が指定する小児慢性特定疾病指定医(以下「指定医」という)の勤務する医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた市内の病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所(以下「指定医の勤務する医療機関」という。)が医療意見書のオンライン登録のために実施するシステム環境整備事業に要する経費で、次の各号に掲げるものとする。

(1)業務システム改修費

小児慢性特定疾病医療意見書のオンライン化等の環境整備に係る院内システムの改修費

(2)機器購入費

小児慢性特定疾病医療意見書の内容をオンライン登録するためのパソコンやインターネット接続用端末等の購入費

(交付額の算定方法)

第4条 医療意見書のオンライン登録に向けて、指定医の勤務する医療機関が行うシステム環境整備に必要な、院内システム改修費及びインターネット接続用端末、パソコン等購入費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と、100,000円を比較して少ない方の額を選定する。選定された額に2分の1を乗じて得た額。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、補助対象事業に着手する前に、小児慢性特定疾病

医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金交付申請書（様式第1号）に見積書の写し等事業内容のわかる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、あらかじめ小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金交付変更申請書（様式第2号）に見積書の写し等事業内容のわかる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（交付決定および通知）

第7条 市長は、第5条、第6条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、交付の可否を決定する。

2 市長は、申請者に対し、交付の決定をしたときは小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金交付決定通知書（様式第3号）（以下「交付決定通知書」という。）により通知する。申請を承認しないときは小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

3 市長は、補助金の交付の決定を達成するため必要と認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

4 申請者は、交付決定通知書の交付を受けた後でなければ補助対象事業に着手してはならない。

（実績報告）

第8条 補助金申請者は、補助事業完了の日から起算して14日以内又は当該年度の3月31日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。）のいずれか早い日までに小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金実績報告書（様式第5号）に領収書の原本若しくは原本証明した写し等事業内容のわかる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定に基づく実績報告書を受領したときは、その内容を審査

し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助金申請者からの小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金請求書（様式第7号）による請求により交付する。

（補助事業の取下げ）

第11条 申請者及び交付決定を受けたものは、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、遅滞なく、小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金交付申請取下書（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 申請者が偽りその他の不正行為により補助金の交付を受けたときは、第7条第1項の規定による交付決定を取り消し、当該補助金の全部または一部を返還させることができる。

（関係書類の整備）

第13条 申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿は補助事業完了後、5年間保存しておかなければならない。

（消費税仕入控除税額）

第14条 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

市長は、補助金に係る仕入控除税額の報告があった場合は、第9条を準用し通知

する。

申請者は確定通知書に基づき、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 第7条補助事業により取得した機器等については、第7条第2項の交付決定通知日から起算して4年以内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長の承認を受けて機器等を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき申請のあった補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 医療機関名 _____

代表者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金
交付申請書

岡崎市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備補助金交付
要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 医療機関

医療機関住所	〒 岡崎市
フリガナ 医療機関名	
指定医 番号及び氏名	
フリガナ 担当者氏名	
電話番号	

2 補助事業内容・交付申請額等

	事業内容	対象経費 (円)	対象経費合計 (円)
	業務システム 改修費	円	
	機器購入費	円	円
	交付申請額		円
※経費合計額から寄付金その他の収入額を控除した額と、100,000円を比較して少ない方の額を選定する。選定された額に2分の1を乗じて得た額。			

3 添付書類 見積書の写し等

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
(様式2)

年 月 日			
(宛先) 岡 崎 市 長			
(申請者) 医療機関名 _____			
代表者氏名 _____ (※)			
<small>(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</small>			
小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金 変更交付申請書			
年 月 日付け 保健第 _____ 号で補助金の交付決定を受けた岡崎 市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備補助金について、 交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり変更申請します。			
記			
1 医療機関			
医療機関住所	〒 岡崎市		
フリガナ 医療機関名			
指定医 番号及び氏名			
フリガナ 担当者氏名			
電話番号			
2 補助事業内容・交付申請額等			
	変更内容	対象経費 (円)	
		変更前	変更後
業務システム 改修費		円	円
機器購入費		円	円
対象経費合計 (円)		円	円
変更後 申請額	円		
<small>※経費合計額から寄付金その他の収入額を控除した額と、100,000 円を比較して少ない方の額を選定する。選定された額に2分の1を乗じて得た額。</small>			
3 添付書類 見積書の写し等			

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
(様式3)

〇〇第 号 年 月 日	
小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費 補助金交付決定通知書	
様	
岡 崎 市 長	
年 月 日付で申請のありました医療意見書オンライン登録システム環境整備費につ きましては、次のとおり決定したので通知します。	
交付決定年月日	年 月 日
医療機関名	
医療機関住所	
対象経費	円
補助金額	円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(様式4)

〇〇第 号
年 月 日

小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費
補助金不交付決定通知書

様

岡 崎 市 長

年 月 日付けで申請のありました小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金申請につきましては、下記の理由により認められませんので、通知します。

記

1 医療機関名 〇〇〇〇

2 理 由

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(様式5)

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 医療機関名 _____

代表者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金
実績報告書

年 月 日付け 保健第 _____ 号で補助金の交付決定を受けた岡
崎市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録に向けた環境整備が完了したので、
小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金交付要綱第
8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 医療機関

医療機関住所	〒 岡崎市
フリガナ 医療機関名	
指定医 番号及び氏名	
フリガナ 担当者氏名	
電話番号	

2 補助事業内容・実績

	事業内容	対象経費支出額 (円)	支出額合計 (円)
業務システム 改修費		円	
機器購入費		円	
完了日	年 月 日		円

3 添付書類 業務完了が分かる書類、支払いが分かる書類、領収書等

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
(様式6)

〇〇第 号
年 月 日

小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費
補助金不交付決定通知書

様

岡 崎 市 長

年 月 日付けで申請のありました小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金申請につきましては、下記の理由により認められませんので、通知します。

記

- 1 医療機関名 〇〇〇〇
- 2 理 由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(様式7)

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 医療機関名 _____

代表者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金
請求書

小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金交付要綱
第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 医療機関

医療機関住所	〒 岡崎市
フリガナ 医療機関名	
電話番号	

2 請求額

金額	円
----	---

3 振込先口座情報

金融機関の名称	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合							店 所
預 金 種 別	普通・当座	口 番	座 号					
(フリガナ) 口 座 名 義								

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(様式8)

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 医療機関名 _____

代表者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金
交付申請取下書

岡崎市小児慢性特定疾病医療意見書のオンライン登録に向けた補助事業について、
岡崎市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金交付
要綱第 11 条の規定により補助金の交付の申請を取下げます。

記

- 1 交付決定番号
- 2 取下げの理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(様式9)

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 医療機関名 _____

代表者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について

年 月 日付け 岡崎市指令第 号で交付決定を受けた岡崎市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録システム環境整備費補助金について、当該交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年規則第3号）第11条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
2の金額の積算内訳等の参考資料

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。